

答 申 第 1 3 号
平成27年6月24日

高 崎 市 長 様

高崎市情報公開審査会
会 長 阿 部 圭 司

高崎市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月27日付で諮問のありました下記異議申立ての件について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成26年9月11日付け（第162-6（1）号）「行政文書非公開決定通知書」に対する異議申立について

1 審査会の結論

「市税の納付が遅れているとき、滞納処分や市の職員が納税相談をする際の手順などをしめした文書及び延滞金の減免に関する内規、規定などの文書」（以下「本件対象文書」という。）について、高崎市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち「延滞金の減免に関する内規、規定などの文書」を除いた部分について非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、9月11日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、文書の公開を求める。さらに、非公開の理由が曖昧な表現なため具体的でわかりやすい理由の説明を求めるというものです。

（2）異議申立ての経過

- ① 平成26年9月2日 異議申立人は、実施機関に対し、高崎市情報公開条例第6条第1項の規定により、本件対象文書を含む文書について公開請求を行った。
- ② 平成26年9月11日 実施機関は、本件対象文書について、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成26年11月11日 異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。
実施機関は、公開しない理由に条例第7条第5号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」また「租税の賦課若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を非公開の理由と推測されるが、この場合の「遂行に支障を及ぼすおそれ」「不当な行為」「発見を困難にするおそれ」とは、具体的にどのようなことなのか、説明及び回答をもとめる。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、平成27年4月27日付け理由説明書及び5月21日当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 条例第7条第5号該当性について

開示を求められた滞納処分や納税相談の手順については、職員が滞納整理事務及び収納事務を円滑に進めるためのマニュアルの一部であり、仮にマニュアルを開示した場合、実施機関の手の内を明かすこととなり、滞納者が財産の処分等の対抗策を講ずるなど、市税の徴収事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、滞納整理事務に支障が生ずるおそれがあることから条例第7条第5号に該当するとして非公開とした。

また、マニュアル内に記載されている根拠法令については、事前の説明会等で説明を行った。

(2) 非公開の考え方について

ア 徴税吏員の滞納整理事務については、地方税法及び国税徴収法、その他の関係法令に従って行っている。

徴税マニュアルは、これらの法に従って事務処理を行っていく上での、実務的な滞納整理の手法を示したものであり、徴税吏員が見れば単なる手順書にすぎないものであるが、一般の納税者が見ると徴税のテクニック等が記された徴税マニュアルとなりうるため、非常に秘匿性が高いものであると認識している。

また、その内容は、催告状の発送時期、来庁要請書など通知書の内容等が記載されており、開示した場合、納期限内に納付しなくても、いつまでに納付すれば問題ないなどと思われ、納付の遅延の増加、通知書の効力が薄れること等が懸念される。また、届いた通知書とマニュアルを照らし合わせた場合、種類によっては、「まだ、財産を発見されていない、まだ、差押されない」などと読み取られてしまう場合も考えられる。市の調査状況が滞納者に想定されてしまうと、所得隠しにもつながると考えられる。

更には、預貯金調査や財産調査、電話催告や訪問催告の注意事項、夜間訪問時期、滞納処分における検索内容も詳細に記載されている。あらかじめ調査対象を開示した場合、財産の移動、処分等を行うなど、滞納処分を不当に免れるための対策を講じるなど、不当な行為を容易にし、発見を困難にするおそれがあると懸念される。

イ 納税相談をする際の手順をしめした文書についても、調査対象や、聴取する内容等、詳細な調査項目が記載されている。事前に内容を把握された場合、市の

調査項目設定基準等の情報を滞納者へ提供することとなる。事前に調査対象、指摘事項が分っていれば、提示する金額を調整するなど、正確な生活、収入状況を把握することが困難となり、市の裁量で行っている分割納付の金額を適正に設定できなくなるおそれがある。

また、マニュアルどおりに滞納処分を行わなかったからと訴える滞納者が発生するおそれがあるが、あくまで円滑に業務を遂行するため一つの基準として作成されたものであり、業務システム以外での情報の管理・運用方法を示したマニュアルでもある。マニュアルの閲覧者が、誤解するおそれがあるため、非公開とした。

5 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 本件において異議申立人が公開を請求した行政文書は、高崎市では一般的にどのように差し押さえなどの徴税が行われているかを、徴税吏員に示している徴税マニュアル・手順書であり、市税完納までに行われる一般的な滞納整理、滞納整理事務の的確な進行管理、調査事務、臨戸整理、猶予を申し出た場合の措置、滞納処分の執行停止や、納付能力調査などの事務手続きを示した文書である。

イ 実施機関は、本件対象文書には、滞納原因、納付資力、新規や繰り返し等の滞納者の態様、滞納額等に応じた納付指導、滞納整理の手法・手順などが記載されていることから、記載内容を明らかにすれば滞納者や徴税を免れようとする者が催告や処分着手の時期等を容易に知りうることになり、徴税職員による督促状や催告書、電話・臨戸等による納税指導などがその効力を減じ、自主納税の意識醸成に支障をきたし、早期納税が図れなくなるおそれがある。

また、このように滞納の長期化を許すことになると、納期内納税を行っている大多数の善良な納税者との不公平感が生じ、自主納税思想に影響を及ぼしかねないなど、徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第7条第5号に該当するものとして、非公開としたものである。

ウ しかしながら、実施機関は、本件決定において本件対象文書の全てを非公開としていたが、「延滞金の減免規定」については、平成27年度中には開示情報とし、公表することに変更するとのことである。

エ そこで、当審査会としては、本件対象文書のうち非公開を主張している部分について、以下検討する。

(2) 滞納処分について

審査会においては、納税の義務は憲法に定められた国民の三大義務の一つであり、自主納税思想の確立は重要な課題であるとともに、租税債権の確保及び回収については、効率性や迅速性が求められていると考える。

ア 高崎市の税務行政について、その基本は、公平・適正な賦課徴収を行うことであり、事務の執行にあたっては、関係法令に基づき適正かつ的確に対処する。

特に課税客体の捕捉については、実態調査等の充実により、遺漏のないよう万全を期すとともに、また、滞納処分についても、大多数の納税者との公平の観点から自主納付の意思が認められない滞納者に対しては、厳正に対処するものとされている。

イ 市税は、納税者が定められた期限（納期限）までに自主的に納めてもらうことを原則とし、これを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来のありかたである。

また、市税を納期限までに納税しないことを滞納といい、市税を滞納している者に対して督促状を送付したり、滞納者が単なる不注意や何らかの事情により納付できなかったことを考慮して、催告書を送付したり訪問して納付を促したりすることなどにより、できるだけ早い時期に納付してもらうこととなる。

それでもなお納付しない場合には、納期限内に納付された者との公平を保つため、財産（給与・預金・不動産など）の調査を行い、これらの財産の差し押さえ、差し押さえた財産の公売等を行い、市税に充てることになる。こうした差し押、公売などの一連の手続きを滞納処分という。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号では、市の機関又は国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、アに、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、確かな事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報等を挙げている。

イ 本件対象文書には、高崎市が市税の滞納に対して行う滞納処分について 記載されており、そこに記載されている情報は、第5号に規定する「市の機関が行う

事務又は事業に関する情報」と認められる。

- ウ 実施機関は、滞納者が、具体的な滞納金額ごとの整理手法や催告書等の作成・発送時期等を容易に知りうることになると、徴税職員による督促状や催告書、電話・臨戸等による納税指導などがその効力を減じ、自主納税の意識醸成に支障をきたし、早期納税が図れなくなるおそれがあるとして非公開を主張している。
- エ 滞納額や、滞納者に対して送付される催告書等の作成・発送時期等については、実施機関があらかじめ、いくらを金額を対象とするのか、どの時期にどういった催告を作成・発送するのか、どういった処分を行うのかを知られば、対象となる者に対する催告や、納税指導による効果などが薄れることは明らかで、早期納税が図れなくなることも考えられ、徴収事務の支障になるものと認められるため、非公開とすることが妥当である。
- オ 納付能力調査は、滞納者からの聞き取りと、課税資料等による調査が中心であることから、任意調査と認められる。その調査においては、滞納者が正しい状況を申し立てることが重要となるが、任意調査であれば強制力はなく、聴取項目が公になることにより、正しい財産状況と異なる申立てを行うことが容易になり、財産状況等の把握のための聞き取り効果が減ぜられることが想定され、財産状況等の正確な把握が困難になるおそれが認められるため、非公開とすることが妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成27年4月27日	行政文書公開審査諮問書並びに 異議申立てに係る理由説明書提出
平成27年5月21日	諮問 審議
平成27年5月25日 平成27年6月5日 平成27年6月12日	答申確認
平成27年6月24日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	石田 安利
委 員	有賀 長規
委 員	丹野 隆行